

第4号様式(第10条関係)

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第4回新青梅街道沿道地区まちづくり協議会
開 催 日 時	平成25年5月27日(月) 午後7時~9時
開 催 場 所	中部地区会館(市役所4階) 401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：福田調整役、榎本委員、加園委員、田代委員、寺本委員、波多野(睦)委員、波田野(佑)委員、比留間(勇)委員、比留間(孝)委員、本木委員、渡辺委員 欠席者：築地委員、比留間(喜)委員、三浦委員、宮崎委員 事務局：小田中都市整備部長、指田都市計画課長、加藤都市計画課主査、栗原都市計画課技師、新青梅街道沿道地区まちづくり協議会資料等作成委託業者(東日本総合計画㈱)
議 題	1 会議録の承認について 2 沿道まちづくりの範囲の決定について 3 会議の日程について 4 その他
結 論 (決定した方針、 残された問題点、 保留事項等を記 載する。)	議題1について 第3回会議録(資料4-1)について、出席者全員に了承された。  議題2について 事務局による「新青梅街道沿道の用途地域等の変更について」(資料4-3)及び、「新青梅街道沿道地区の区域(案)」(資料4-4)についての説明後、委員から様々な意見が出されたが、沿道地区の区域については、資料に提示した「区域A」を設定し、今後、これをもとに検討テーマ(課題)を積み上げていく方向を確認した。  議題3について 次回会議の日程は、平成25年6月27日(木)午後7時、市役所4階401大集会室とし、詳細については後日事務局から通知する。 事務局より「今後のスケジュール」(資料4-5)について説明。 今後のまちづくり協議会スケジュールについて確認した。

<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>◎：調整役 ○：委員 ●：事務局</p>	<p>議題1 会議録の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料4-1に基づき説明。〈説明省略〉</li> <li>◎ 異議、意見等かどうか。</li> <li>○ 会議録ではなく今後の進め方について。市民ニーズに関わる参考データ、住民ニーズを参考としたい。どう市民ニーズに応えたまちづくりの検討をしていくかは必要であり、判断するベースとなる参考資料があれば提示して欲しい。</li> <li>◎ 了承した。事務局で調整し、参考資料として提示できればと思う。他に、異議、意見等かどうか。 (異議はなく、出席者全員に了承された)</li> </ul> <p>議題2 沿道まちづくりの範囲の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料4-3(別図含む)、4-4により説明。〈説明省略〉</li> </ul> <p><b>【主な意見、質疑等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 本日の議題はかなり具体的になる。沿道地区の区域Bなどは地形地物でいくと誰にでもわかりやすいものとなる。広範囲を用途地域と位置づけるのか、30mとするのか、また、他に案があるのか。30mというと幅員がないように見えるが、まちを横断する広範囲であるのでそれを踏まえて、皆さんにご議論いただきたい。始めに今の説明について質問等かどうか。</li> <li>○ 資料4-4別図について、容積率について都合の良い内容となっている。拡幅後の図は現状の図をただ貼り付けたものである。30m拡幅すると高層の建物が規制をかけても建つ可能性があり、南北に長い建物が建てられることになる。建築に際して、斜線制限やスペースの確保、建ぺい率をクリアすることが前提となるが、拡幅後のイメージが伝わるよう絵の表現を改善して欲しい。 また、モノレールの軌道からの目線の高さを点線で良いので加えてもらいたい。他の地域では、6m先にマンションなど高い建物が建っている。高度規制等も検討するのであれば、それも含めセットバック等についての検討も必要となる。生活が見られること、また、日常的に見たくないものまで見えてしまうことから、目線の視点も加えてもらいたい。</li> <li>◎ 拡幅後の図、または、別添で、モノレールの高さ視点からの検討が必要ではないかということか。</li> <li>○ 地権者側からみれば、土地の有効利用や地価が高くなるというメリットはあるが、利害関係も派生し、デメリットにもなるかもしれない。また、市民の意向を持ち、再度、東京都に交渉にいくとしているが、市としての考えは30m案であり、そのために検討してもらう会議ということで良いのか。</li> <li>● 30m拡幅となると、建物が後ろの方に伸びるという可能性はある。新青梅街道は第1種住居地域で第2種高度地区のため、その範囲であればそれなりの高さのものが建てられる現状である。皆さんのご意見も踏まえて検討していきたい。また、歩道状空道を</li> </ul>
--	--

設けセットバックしてもらおうという意見もあったが、今後、地区計画の設定を行う中で検討していきたい。景観等に関わる内容も検討をお願いしたい。市としては、地区計画の設定範囲や用途地域の変更は新青梅街道から30mの範囲で行いたいと考えており、そうした方向で、東京都と協議を進めたいと考えている。

○ 区域Bは広範囲にわたるが、メリット・デメリットを、もう少しわかりやすく具体的に説明いただきたい。区域Bを進めると、時間的に間に合わないとしか聞こえない。また、まちづくりはここで終わるわけではなく、区域Aを設定した後の次のプランを作ることが可能なかどうか。一番理想的なのはビジョンにそったまちづくりである。それを段階的に進めるために、区域Aのプラン後をどう進めるか、行政としてどう考えているのか。例えば、開発業者により狭小な建売ができてしまうなど。ある程度スケジュールを設定すると良いまちづくりができるはずである。もう少し丁寧な説明をいただきたい。

● 地区計画を設定するには、土地利用方針、地区施設、公園など、しっかりとした計画を創らなければならない。区域Bプランで進めた場合は広範囲となり、これを新たに検討するとなると当然時間もかかる。時間がかかるからダメなのかということではなく、既に新青梅街道の用地交渉が進んでいる状況から、地権者の生活再建に支障が出てしまうことも想定される。将来的には広範囲のまちづくりも理想としてはあるが、現段階では30mの範囲で進めていきたいと考えている。

○ 東京都もプロであり、全くできない難題を持ちかけているということはないのではないか。

● 都の担当者と協議を進めているが、地区計画の区域は原則として地形地物を境とするよう求められている。一方、新青梅街道の拡幅が進む状況で地権者の生活再建をどう進めていくか。現在建て替えるのと、用途地域の変更を行った後に建て替えるのとでは状況が異なってくることが想定される。指定見直しはまったなしで、ある意味、時間との勝負であり、ある程度時間軸を優先しなければならないと考えている。広範囲の方が、理論的には理想的なまちづくりができ、長期スパンで都市計画を進める場合は当然そちらの方が良い。現状は、新青梅街道沿道の用途地域の見直し、地区計画を最優先させたいというのが市の意向である。東京都は市の案を否定したのではなく、見解の相違もあり、住民意向があれば再度協議するという考えである。

段階的なまちづくりはあるのかという質問については、今後用途地域指定の際に、後背地まで沿道のまちづくりや開発の影響等を広げたいという意向があれば、まちづくり条例の地区まちづくり計画を住民主体で作成することや、後背地に地区計画を設定するということが可能である。市としては、まずは沿道をきちんと決めた後に、必要に応じて後背地のまちづくりを検討させていただきたい。メリット・デメリットを示したが、市としては範囲設

定を協議会で十分に議論いただき、できれば区域Aプランにご賛同いただいたうえで、東京都と協議の機会を設けさせていただきたいという考えである。

- 区域Bの範囲というのは無理なのか。
- 長い時間をかければできないことはない。しかし、道路、公園等の公共施設が現状のままで用途のみを変更する、建築物の規制を変えるというのは良い方向ではない。地域にふさわしい施設をどうするか、計画をきちんとたてた上で進めるというのが原則である。これだけの広いエリアでそれを進めるとなると莫大な時間がかかり、沿道地権者の再建のスケジュールも想定すると、市としては現実的に不可能に近いと思っている。
- 事務局の説明は良くわかるが、本市のみではなく、他市でも同様のことがあるのか。何年も前からこの話は出ていたはずなので、このようなことは予測できたのではないか、それに対して市としての準備不足があるのではないか。
- ここまで広い範囲の沿道でのまちづくり計画は事例が無いのではないかと思う。東大和市の場合は、空堀川が道路に近接し、本市と比較するとかなり狭い範囲で地区計画を設定することになっている。また、他市は比較的道路事情が良く、幹線道路と地形地物がそれほど離れていないのではないか。

都市計画決定が平成 17 年ということで、市の怠慢と言われてしまえば反省しなくてはならない点もあるとも思うが、計画段階では、事業化のスケジュールが担保されていなかった。この準備を、その時点から始めるというのは困難であった。規制のみをかけて事業化がなかなか進まないという、先を想定しての準備は厳しいものがあつたことをご理解いただきたい。

- 他市では用地買収が進んでいる。本市でも早く決めないと用地買収になかなか応じて買えないのではないか。地権者になるべくメリットがあるようにしなければならぬ。資産価値を活かすためのメリットを提示し、早く応じて欲しいと誘導すべきではないか。地権者に早めに理解をいただき、それを東京都に持っていく。用途の変更等が進んだ後のことを求められているのがまちづくり協議会でもある。目的は理解している、東京都と早く協議を進めるといふことが大切である。

これで終わりではない。この協議会は、新青梅街道沿道地区というタイトルがついており、それについて話し合うために委員の方々は応募して集まっているので、まずは沿道に限って議論すべきだと思う。

- 急がなくてはならなくなった経緯を考えることも大切である。同じことを繰り返すと住みづらいまちになる。ことを急ぐ必要性とは別に、何故そうなったかの検証は必要であり、それに対する考え方が重要となる。実効性の担保がないから何もやらないでは、まちづくりはできない。

- 住民からの意見であること、あるいは住民の総意であるという

ことを提示し、東京都や審議会で認められないといけない。強制力が執行されないとすると、沿道で進めている用地買収等が困る。少なくとも、新青梅街道沿道のまちづくり協議会なので、あまり議論が広範囲に及んでも困難となるのではないか。

○ この協議会の目的は新青梅街道沿道地区のまちづくりであり、区域A案が協議会の検討としては妥当と思う。区域B案のように、広範囲に地区計画等を進めればモノレールが早く誘致できるというのであれば別であるが、区域A案で拡幅整備を早く行い、モノレールを誘致するというのが現実的な対応ではないか。広範囲となると多様な検討課題が増え、20年～30年かかっても理想的な計画がたてられるかどうかかわからない。

◎ 他に何か意見はないか。区域Aで良い沿道まちづくりができるかどうかという意見もあるかとは思いますが。例えば、都市核の部分は既に地区計画があるようなので、こういう決め方がある等、少し説明をいただきたい。

● 三本榎交差点周辺は、区画整理事業の施行エリアになっており、ここも別途、地区計画が定められている。また、その下の日産自動車の工場跡地も区画整理とは別の地区計画を設定している。他では、雷塚公園西側のむさしの第二住宅の跡地で地区計画を定めている。また、防衛庁の宿舎が北側にある箇所も地区計画を設定したところで、今後、戸建ての住宅地区になる予定である。このようにエリアを設定し、将来的なまちづくり方針が定まった段階で、地区計画という誘導手法によるまちづくりを行っていくことも制度的に可能である。

今回、区域Aで設定した後も、状況をみながら地域特性にあわせ、エリアを区切った上でまちづくりを進めていくことは十分に可能である。また、市主体の地区計画のみではなく、まちづくり条例で住民主体の地区まちづくり協議会を立ち上げ、地域のまちづくり計画をつくることができる。それを発展させて、地区計画を定めるような仕組みもあるので、段階を経たまちづくりの意見をいただいたが、土地利用の転換や住民発意に沿ったまちづくり計画を作っていくことは、充分可能であると考えている。

◎ 既にこのようなまちづくりの動きもある。都市核もあり、将来的なモノレール延伸も見据え、何らかのまちの更新もありそうだと思う地域もある。住民主体でまちづくりを検討するということも可能であるとする。他に何かあるか。

○ かたくりの湯の東側の道路周辺の用途地域はどうなっているのか、この新青梅街道の見直しと一緒に考えられないか。

● 用途地域は市内全域を対象とした一斉見直しを行ったこともある。その際、見直しが必要な箇所はまとめて変更を行った。用途地域指定の変更は、住民の資産に大きな影響を与えるということから、慎重な検討が必要である。

○ 本市の動脈となる道路であるとするが、現状では賑わいもな

いような状態である。本市は東西の骨格道路はあるが、南北方向ももう1本程度あれば良いと思う。

- かたくりの湯の東側の道路周辺は、第2種低層住居専用地域であり、本市の中でもレアなケースで、高層の建物を建てられる地域ではないが、一部の店舗等が建てられる用途となっている。
- 基本的に用途地域を変える際は、まちづくりが進行する、インフラが整備されるなどのタイミングが基本。進めたいという思いだけではなかなか用途地域の変更には至らない。そこで何をしたいのかということをしちんと決めなければ、用途地域の変更までには至らない。
- 武蔵村山市は、東西骨格は3本あるが南北方向は丘陵地等があるので、地形上無理があり、したくてもできない状況。北部は迂回しないと本市の出入りはできない。これは地勢学的であるので、東西の計画しかたてられない。南北骨格道路の件もわかるが、別途まちづくりの会を開催し、それぞれ段階的な検討を行うと良いのではないか。
- 南北方向にもう1本あると、まちの活性化には間違いなく効果があると思う。話題が少しずれたかもしれないが、意見としてあげておく。
- ◎ 賑わいあるまちや人が訪れるまちといった場合には、南北のアクセスも必要ではある。
- 根本的には新青梅街道沿道拡幅に伴うまちづくりということだと思うが、やはりその範囲での話を進めていった方が良いと思う。その中で、拡幅してモノレールが延伸するという目先の課題もあるが、地権者にとっては用途変更等による固定資産税の問題もある。そうすると高度利用を考えざるをえない。セットバックをした分の固定資産税が安くなるなど、そこまで考えた検討をしなければいけないのでは。拡幅した、眺望が良い、緑が多いなどは誰しもが思う。地権者側からの問題を考え、どのように見直すかが必要ではないか。
- 固定資産税の減免については、現段階では何とも言えないが、何かしろのメリットが欲しいということだと思う。地区計画ではそこまで踏み込むのは難しい。
- そこまで考えないと難しいのではないか。拡幅し景観も良くなるが、現実的には、高度利用をするしかないという状況が多く出ると思う。それでは良くないので、その場合はどうしようかという議論が必要ではないか。例えば、東京駅周辺で容積率の移転がされた事例がある。
- 容積率の移転の話は特殊ではあるが、高さの問題ははじめに提示した6つの課題の3つ目にあるので、今回のまちづくりの区域の次に、統一感のある景観の形成などで是非ご意見をいただきたい。道路拡幅などインフラを整備し、高度利用で賑わいづくりに活用する、それがモノレール誘致につながるということもある。また、高さ活用の議論も必要である一方、狭山丘陵の緑や富士山

の眺望など本市の良いところもあるので、まちなみを揃えた高さにするのか、新駅周辺や都市核周辺は高くし、他は高さを抑えようなど、多様な意見を伺っていきたい。壁面後退も、官民境界に壁がびっしりくると圧迫感のあるまちなみになる。ある程度住民に協力をいただき、少し後退してもらうことで良いまちなみになるということもあるので、景観形成の面でも地権者の皆さんにご協力頂きたいと考えている。今後の検討では、事例のような写真等を提示しながら議論できればと考えている。

- 南北方面をあまり考えずに、この沿線だけで賑わいの創出を考えていくのは限界があるのではないか。道路を広げ、モノレールが来て、それで終わってしまうのではないか。市が区域の範囲を30mに広げるために住民意見を聞きましたという会議になっているのではないか。道路の拡幅後をイメージしても、賑わいを感じるような雰囲気はイメージできない。好き勝手に建物を建てていくことになるのではないか。
- 基本的には皆さんが好きに建物を建てるが、都市計画上の仕組み、まちづくり条例に基づく事前の届出、また、今後検討していく市の企業誘致条例など、ある程度誘導していくことはできる。誘導の仕組みを使い、どういうものを建てていただくか、建てないでいただくか、皆さんの思いをその仕組みに入れていきたい。建築の際に、こんな用途にしていこうということで、だんだんまちなみがつくられていく方向で考えたい。
- 地権者がすでにいる中で、新たに建物を建替えてということの想像がつかない。市が30mの範囲を全て買収してまちなみをつくるわけではないので、まちなみといえるものがつくられるのか想像できない。
- 地権者が同じ用途で建て替える場合もあるし、隣の敷地とあわせて新しい用途の建物を建てる場合もある。誘導する方向性を決めておいて、それに沿ったまちなみをつくっていく。市が皆さんこうしてくださいという場ではない。協議会の意見をいただきながら、一緒に計画をつくり、それに基づく誘導施策を進めていきたい。
- 現在、新青梅街道沿道は、第1種住居地域と近隣商業地域になっているようだが、30m拡幅で現状用途のままであれば、これまでのホテルや自動車修理工場などが建てられる。用途変更により今まで建てられたものが建てられなくなってしまうとよくないので、用途変更後も、なるべく現在のものが建てられるようにしなければいけないのではないか。
- 田無から西側の新青梅街道沿道には、ビル群があるようなところはほとんどない。容積率が上がったからといって8階～10階建てが建つのか、テナントが入るのか。現状をみると身の丈というものがあると思う。飴とムチではないが、セットバックをした際には固定資産税の減免など、だからセットバックしてくれというような交渉もあるのではないか。誘導とはそのような仕組みづ

くりではないか。

- どこまでが身の丈かは段階によってもあるかと思う。立川駅前のように1000%使うというようなものは考えられない。仮にモノレールが来た際に、本市ではまだ新青梅街道沿道に農地等が多くあり、場所によっては高い建物が建つ可能性もあるが、何階までの高さが身の丈か、こればかりは市場に左右されるところがあり、ここで階数までを決めるのは難しい。容積率はどれくらいか、協議会の意見を伺い工夫していくことかと思う。また、地区計画で壁面後退した分の税を軽減している事例はあまり無いのではないか。新しい仕組みをつくるのはなかなかハードルが高く、武蔵村山オリジナルルールでも困難であることをご理解頂きたい。
- つくばエクスプレスの例だが、高層マンション等の建設ラッシュである。身近では、万願寺地区・石田地区周辺があげられる。モノレールが通った後、マンションが多く建てられた。モノレールが通り資産価値が上がり、それに応じて高層化していったその一番良いモデル地区である。マンションが建ち中層アパートがモノレールの目線の高さにできてくる、将来のケースとして是非見ていただき、参考にしていきたい。
- 新駅ができるとそのような可能性がある。個人が土地を手放し大企業がマンションを建てる。桜街道周辺は、ほとんどが高層マンションである。現在の武蔵村山市で地権者が建てる则それほど高くはならないだろうが、そういうことが起きた時に困るということである。駅ができるとすぐ開発が入るので、可能性がある。
- モノレールが来れば、マンションが建つ可能性はある。前回、遠い将来・近い将来について検討したが、今、そのようなことを想定した準備をしておくということも大切と考える。ある程度高度利用できる下地を作っておき、物事が決まった際に、速やかに進めていけるような準備を持っていることが大切であり、それを東京都に示し、早くモノレールを延伸してくださいと、後押しをするチカラにもなる。その方向で提案をまとめていきたい。
- 都市核のところもあわせて変えていかないと、単に住宅が建ち、再度、動かさないといけなくなるのでは。
- 市としては難しいところで、都市核の区画整理周辺は、現状農地が多い。区画整理を進める際に、将来的にモノレールの駅が来るので、もう少し高度な指定をかけたかったが、現状との差が非常に大きいことから都から指導を受け、この用途にとどまっている。面的基盤整備がきちんとできた段階で、モノレールが来たら、もう1段階高い用途地域の指定や地区計画の変更をすべきと市では考えている。このエリアについては、もう少し高度な活用手法ができるのではないかと考える。
- 制限がかかっているので、その沿道にしかマンションが建たないということがある。東大和の上北台周辺は、工業地域のところ

にマンションが建っている。本市は、そのようなところがなく、現状では高層の建物が建ちづらいし、マンション業界でも建てようがないのではないか。

○ そうすると、可能性があるところとしては、行政で行う村山団地の空地なのではないか。

● 村山団地の空地の利用については、今後、東京都との協議である。後期計画では、中央のエリアの5階建ての建物が残っているところが高層化される。それが終わった段階で、北部の空地をどうするかを考える。基本的には、社会経済情勢や東京都の政策にあったものを都がチョイスして進めていく傾向がある。東村山の本町住宅、勝ち鬨橋たもとの子育て支援施設を併設したマンション、中野区妙正寺川における調整池の設置など、タイミングに応じて武蔵村山にあったものを検討していく。市としては、それが本市のためになるのかきちんとチェックをしていきたい。まずは、モノレール延伸により、上北台の次の駅を想定している場所なので、駅前にふさわしい用途かどうかをしっかりと都と協議していきたい。

◎ 本日の意見の焦点は、地区計画と用途地域の変更を伴う区域をどこに設定するのか、それとあわせて用途地域の方向についても議論いただきたい。景観や緑との整合性等は次回以降に検討していく。まずは区域について、この場で決定ということではないが、方向性を確認しておきたい。沿道においては多様な色分けもあり、また、アクセスや周辺まちなみとのつながりから単純な用途ではないかもしれない。区域Aの後背のまちづくりの検討は段階を経てということで、他に意見はないか。

○ 新青梅街道沿道まちづくりということで、基本的にはAの範囲で良いと考える。但し、前回2グループで検討した際に、若干範囲を超えた議論があった。例えば現在のひまわり畑のところを道の駅的にするなど、それは範囲から逸脱するが、Aの範囲を基本としてプラスアルファで議論できる方が良いと思う。

◎ 用途地域指定の範囲を若干超えたところのまちづくりまでということも可能か。

● 地区計画や法定制度に後背地の計画を盛り込むのは難しいが、協議会の計画には、後背地のまちづくりのあり方についての提案を盛り込むことは全く問題ない。30mきっちりでもちがができるわけではなく、後背地域やつながりをどうするかということも非常に重要な話であると思う。まちづくり計画に盛り込み、それを活かす地区計画については30mでやらせていただきたい。

◎ 制度に関わる範囲は30m、その背景にあるまちづくりの構想や意見は協議会の計画としてまとめることができる。

○ イオンモール周辺が市の中心地となっている。都市核や新駅を起点として、そこまでの間をもう少し何とかした方が良いのではないかと思う。

- 都市核の区画整理地区周辺をもう少し商業化をという意見を伺った。現段階は、土地利用が劇的に変わり過ぎるということで、指導を受けて住宅用途となっている。モノレール延伸後は、このエリアをもう少し商業的な用途に変更していきたいと考えている。現状、モノレールがきていない段階での変更は難しい。変更の意思はあるのでご理解いただきたい。
- ◎ 区画整理を進めながらということか。決定打はモノレールの駅となるのか。
- 都市計画図の都市核地区にある縦の緑色が新青梅街道に交差するところに、区画整理で駅前広場となるような公共広場を用意している。ここに新駅を是非誘致したいと考えている。榎児童遊園周辺であり、現在建物はない。エリア内の区画道路は5～6m、幹線道路となる都市計画道路は比較的広く（14m～18m）とってある。
- 駐輪場の確保等も必要である。
- モノレール延伸が先か、沿道まちづくりが先か。どちらにしても、モノレールを前提でやるということか。
- 協議会の構想としては、モノレールを見据えたところまでと考えている。市としては、沿道まちづくりを進めていくこととあわせてモノレールの延伸、新青梅街道拡幅と同時に入れて欲しいという考えで提示している。そうしないと、まちづくりが一段落したところで、それを前提としない建物が建ち並び、そこにモノレールが来てしまうということも考えられる。
- そこで沿道地権者の用地買収が遅いということがある、地権者が直接行って交渉するのが良いのか、それとも東京都が前もってやってくるのか。
- 上北台～第三中学校の間で現在用地買収を行っている。平成23年12月に事業認可を取り、用地買収をおこなうために、まず建物調査が必要になる。1年かけて建物調査をしており、これから買収に移行するタイミングとなると思う。
- どこかは確定できないが全然東京都が来ないところもある。建物が半分以上敷地にかかるので、営業補償もあるし早く見切りをつけたいとの話しもある。東京都にも早く来て欲しい、遅いと言っていた。
- 早く買って欲しい方は、北多摩北部建設事務所に言っていただくとある程度考慮してもらえと思う。要望の強い人から進めていくのが一般的である。具体的に地権者がわかるようなら、是非、東京都の方に行くよう言ってもらいたい。東京都の敷居が高いのであれば、市の方言ってもらえれば、こちらから連絡をとることもできる。
- ◎ 事務局資料の案により議論を重ねてきた。用途地域を設定したからといってそこに限った議論のみではない。非常に具体的な情報交換のレベルから、将来的にこのようなまちにするのだという

	<p>提案も含めて進めている。          用途地域の指定に関しては、区域A案で進めていくということで良いか。          (異議はなく、出席者全員に了承された)</p> <p>◎ 方針が定まらないと議論も深まらないので、この方向性を前提として、今後の協議会の議論を進めていきたいと思う。本日は難しい議論に、忌憚のないご意見をいただき感謝している。</p> <p>議題3 会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次回は6月27日(木)午後7時、市役所4階401大集会室を予定している。詳細は後日通知する。</li> <li>● 今後のスケジュール(資料4-5)により説明。〈説明省略〉(内容について、異議はなく、出席者全員に了承された)</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
-----------------	---

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	都市整備部 都市計画課(内線：273)
-------	---------------------